

岩倉市議会基本条例の検証結果

基本条例第27条の規定により条例の進捗状況を次のとおり検証をします。

議会基本条例		年度	実施状況
第1条	目的		
第2条	定義		
第3条	基本原則		
第4条	議会の責務と活動原則		
(1)	公正性、透明性の確保		
(2)	多様な市民の意見の把握と反映	23	市当局に対する「住宅リフォーム等助成制度」の政策提案 (H23. 12. 28) 議会報告会における市民の意見に基づく市当局への申入れ (H24. 2. 6)
		27	議会報告会を地域に出向いて開催 (野寄町、石仏町)
(3)	市の条例、規則等の検証	24	議員全員による自治基本条例審査特別委員会の設置 (H24. 12. 5)
		26	議員全員による市民参加条例検討特別委員会の設置 (H26. 9. 4)
(4)	わかりやすい議会運営	25	一般質問におけるモニター活用
		26	一般質問におけるビデオプロジェクターの活用
		27	プロジェクター及びスクリーンを購入
第5条	議員の責務と活動原則		
(1)	議員相互間の自由な討議	24	委員会等における委員相互の自由討議
		27	企業立地促進等条例について、総務・産業建設建設常任委員会において委員 間討議で論点整理を行った。
(2)	市民の意見の的確な把握、自己能力の高揚、代表としての活動		
(3)	市民全体の福祉の向上を目指した活動		
第6条	議員研修の充実強化	23	防災ボランティア要請講座に議員14名参加 (H23. 7. 9) 飯田市に行政視察 (議会報告会・行政評価) (H23. 11. 1) 竹下譲氏の講演会を開催 (地方議員と議会の役割) (H24. 1. 25)
		24	議会だより作成の研修 (議会広報特別委員会委員) (24. 8. 6) 田原市に行政視察 (行政評価) (24. 11. 1) 岩崎恭典氏の講演会を開催 (岩倉市自治基本条例における議会及び議員の役割と責務) (H25. 2. 7)
		25	法制執務研修 (2回) (講師：市職員) (H25. 4. 17/H25. 10. 7) 行政評価研修 (講師：市職員) (H25. 6. 24)
		26	西寺雅也氏の講演会を2回開催 (市民参加と協働/議会における市民参加のあり方) (H26. 11. 22/H27. 2. 2)
		27	東海市議会議長会理事会研修会 (於：可児市、テーマ：地方議会のあるべき姿) に参加 (H27. 10. 22) 中津川市に行政視察 (議会改革) (H27. 11. 13) 尾北五市議会議員合同研修会 (テーマ：女性が輝く社会をめざして-女性が元気に働き続けられる愛知に向けて-、講師：愛知県副知事 堀井奈津子氏) を主催し参加 (H28. 2. 16) 東海市議会議長会理事会において研修会 (テーマ：総合戦略と自治体議会～分権改革による基本構想義務付けの廃止と「地方創生」「一億総活躍」の狭間のなかで～、講師：東京大学大学院教授 金井利之氏) を主催し参加 (H28. 2. 17) 他市町議会からの視察 (8市町議会) には、可能な限り全議員で対応
第7条	議会図書室の充実	24	図書室規程の制定 (H24. 9. 1)
		26	市の計画書等を整備 決算カード等の財政状況資料を整備
第8条	会派		
2	政策立案又は提案のための調査研究	23	6箇所 (公共施設マネジメント、サクラ管理育成法、環境基本計画・環境政策全般等)
		24	4箇所 (3学期制の復活について、いじめ等防止条例、空き家等の適正管理に関する条例等)
		25	5箇所 (議会のICT化戦略、議会報告会の運営方法、デマンド交通、中小企業振興基本条例等)
		26	7箇所 (給食センター、東日本大震災発生から復興までの道のり、地域防災計画等)
第9条	政務活動費の執行及び公開	24	ホームページに掲載 (H25. 3. 1から政務活動費に名称変更)
第10条	市民参加及び市民との連携		

1	情報公開の徹底・市民に対する説明責任	23	議会だより、ホームページ等を活用した積極的な情報公開
2	参考人制度及び公聴会制度・専門的又は政策的識見の反映	26	3月定例会で参考人を招致
		27	公聴会・参考人招致の要綱の研究
3	請願及び陳情並びに提案者の意見を聴く機会の設置	23	委員会における提案者からの説明及び意見聴取
		26	委員会における提案者からの説明及び意見聴取（手話言語法制定に係る請願）
		27	3月定例会（26年度）で福祉有償運送の請願を採択し、その後厚生・文教常任委員会で継続審査 12月定例会で商工会からの陳情に対し、1項目ごとに委員間討議を行い、陳情者に対し審査結果を報告。 請願・陳情の方法について、ホームページ上での掲載についての改善を研究・検討
4	市民等との意見交換の場の設置	23	議会報告会実施要綱の制定。議会報告会の実施（2回）
		24	議会報告会の実施（3回）
		25	議会報告会及び意見交換会の実施（各2回）
		26	議会報告会及び意見交換会の実施（各2回）
		27	ふれあいトークは、市民活動団体との意見交換、2行政区への議会報告等を行い、今後の方向性を見出せた。
第11条	広報広聴機能の充実		
1	議会広報及びホームページでの公表	23	市議会だよりの2色刷り化、頁数増量（H23.5.1） 議案等に対する各議員の態度の掲載（H23.8.1） 本会議の録画中継のインターネット配信（H23.9.1）
		24	議会基本条例の検証結果の掲載（H24.5.1） 委員会の会議録をホームページに掲載（H24.6定例会～） 政務調査費の使途をホームページに掲載（H24.7.9）
		27	議会だよりは、20→24ページ、カラー化8ページを28年度当初予算で要望
2	多様な広報公聴手段の活用	24	定例会の日程の広報いわくらへの事前掲載 市議会だより編集方針の改正
		26	ほっと情報メールの利用（5月臨時会～）
		27	ほっと情報メールにて議会日程の詳細を会議の都度配信 区長会長に了承を得て区長に案内を郵送、65歳の集いにて周知 議会だより編集方針を改正 広報委員会が大口町へ視察
第12条	議会と市長等との関係		
(1)	一問一答方式の導入	23	本会議の議案質疑の一問一答方式化（H23.9定例会～）
		24	代表質問の一問一答方式化（H25.3月定例会～）
(2)	反問権の導入	23	市当局への反問権の行使についての申入れ（H23.10.14）
(3)	文書質問の行使		
(4)	議員からの要請等の文書化		
第13条	議会審議における論点情報の形成	26	全員協議会、常任委員会協議会の法制化により政策の形成過程、執行状況等が明確になった 定年延長問題の論点整理
		27	市民参加条例検討特別委員会にて論点整理
第14条	予算及び決算における政策説明資料の作成	24	24年度予算書・決算書から事業別に内訳を表示するよう書式を改定
第15条	資料の提出その他の協力	26	資料要求の様式を整備、議会として議長名で要求
第16条	法第96条第2項の議決事件	27	第4次総合計画「基本計画」の見直しの議決事件として審査
第17条	運営の原則		
1	市民に開かれた運営	25	手話通訳
		26	傍聴人の事前手続の廃止、撮影等の自由化、資料の提供等（岩倉市議会傍聴規則の全部改正。岩倉市議会委員会条例の一部改正。H26.6.1）
2	円滑で効率的な運営	27	6月定例会から一般質問の日程を変更し、議案審議の後にした。 3月定例会の開会を2月26日に繰り上げた。
3	議員間討議等による活発な議論	24	委員会等における委員相互の自由討議（再掲/§5(1)）
		24	議員全員による予算常任委員会の設置（H25.3.4）

4	政策提言機能を発揮するための議会組織の柔軟な活用	25	議員全員によるデマンド交通事業特別委員会の設置 (H25. 6. 25)
		26	全員協議会等の法制化 (岩倉市議会傍聴規則の一部改正)
		27	予算常任委員会と決算特別委員会を併せて財務常任委員会とした。 議会改革特別委員会を議会基本条例推進協議会に変更(法制化) 議会広報特別委員会を議会広報委員会に変更(法制化) 議長から各常任委員会に対し、政策提言するよう諮問を受け、調査事項について一般質問等を行った。
5	継続的な自己改革	25	議会報告会実施要綱の改正 (議会報告会及び意見交換会要綱とした) (26. 3. 31)
第18条	議員定数		
第19条	議員報酬		
第20条	議長及び副議長		
第21条	委員会の運営		
1	積極的な所管事項の調査及び政策提案	23	議会報告会における市民の意見についての委員会における協議を経た市当局への申入れ (第4条と重複) (H24. 2. 6)
2	市民等の意見聴取及び委員相互の自由討議	24	議会報告会等で出された意見に対する各常任委員会での協議委員会における委員相互の自由討議 ((再掲/ § 5(1))
3	閉会中における市民等との情報共有及び意見聴取	27	会期ごとに閉会中の継続審査項目を具体化
4	委員長の責任		
第22条	代表質問及び一般質問	27	9月定例会で、議長を除く14人の議員全員が一般質問を行った。
第23条	議会事務局の機能	23	市当局に対する議会事務局の強化の申入れ (H23. 7. 11)
		26	4項目の要望を申入れ ・事務局職員の増員 ・法制執務に詳しい職員の配置 ・部長級職員を事務局長にする ・議会事務局の人事異動は正副議長と相談のうえ行う
第24条	災害対応		
1	災害対策本部と共に実施する防災活動	23	岩倉市議会災害発生時等の活動要綱の制定 (H24. 3. 11)
		24	防災訓練への市議会災害対策支援本部としての参加(H24. 8. 26)
		27	小学校区単位で行われる地域合同防災訓練に参加
2	未然防止に対する努力		
3	各種講習会への参加及び知識技能の習得	23	社会福祉協議会主催の防災ボランティアコーディネーター養成講座への参加 (14名全員)
4	災害発生時の速やかな議会開催		
第25条	議員の政治倫理	23	岩倉市議会議員政治倫理条例の制定 (H24. 3. 6) 同施行規則の制定 (H24. 3. 30)
第26条	他の条例等との関係		
第27条	検証及び見直し	23	議員全員による議会改革特別委員会の設置 (H23. 5. 18) 第15条の改正・第18条 (報酬) の追加 (H24. 3. 6)
		24	第9条 (政務活動費) の改正 (H24. 12. 21) 議会基本条例の検証の実施、結果の公表
		27	議会基本条例検証特別委員会の設置